

意見陳述書

2011年3月7日

東京地方裁判所民事第7部合議係 御 中

(原告本人)

2008年6月26日に私が体験した警察官とのやりとりは、それまで私が警察に対していただいていた正義のイメージを打ち砕くものでした。

警察官による理不尽で屈辱的な扱いは数時間で終わりましたが、以来、私の警察に対する恐怖と怒りと不審の気持ちは、今日まで変わりません。

海外出張から帰国した直後で時差ボケをしていた私は、深夜、大学の研究室を出て、歩いて自宅に帰る途中でした。このとき、ビクトリノックス社製のマルチツールがバッグに入っていました。ごく普通に市販されている日用品です。まさか警察官に「犯罪だ」と言われるとは思っていませんでした。

私が前方にパトカーを見かけて、その横を通り過ぎようとした時に、1人の警察官に声を掛けられ、その直後に、2人の警察官が近寄ってきて、最初に言った言葉が「鞆の中を見せろ」でした。私は、とくに隠し持っている物がある訳ではなかったので、拒否することなく、バッグを空けて中をすべて見せました。それで終わると思ったら、「何か刃物は持っていないか」と言われました。災害用にバッグに入れていたマルチツールがあったので、「アーミーナイフがあります」と答えると、その途端、3人の警察官の態度が一変して、「何でこんなものを持っているんだ！」と怒鳴りました。

見ず知らずの人に突然、怒鳴られる経験も初めてでしたし、それが警察官で、違法品だとは思っていなかったマルチツールのことだったので、私には何がなんだか訳がわかりませんでした。

警察官はマルチツールを持っていることだけで軽犯罪法違反だと言いました。私は所持している理由を説明しようとしたのですが、聞いてもらえませんでした。

「警察署まで任意同行してもらおう」という言い方でしたが、3人の警察官に囲まれて、とても任意に断られる雰囲気ではありませんでした。

警察官が「ボディチェックをさせろ」と言うので、応じて何もなければ帰してもらえろと思いき、すぐの思いで応じましたが、何も不審物は出てこなかったのに、帰してもらえませんでした。パトカーに乗せられ、あっちこっち走り回った挙句、目白署に連れて行かれました。

目白署では、最初から「クロ」と決めつけ、被疑者としての供述調書を作りました。

その後、マルチツールについて、任意提出書と所有権放棄書を書かされ、全身の姿写真を撮影され、被疑者として両手の指紋を採られ、顔写真を撮影されました。どれもとても断られるような雰囲気ではありませんでした。任意であることの説明は一切ありませんでした。

警察から解放され、家に帰って考えてみると、納得できないことばかりでした。どうしてマルチツールを持っていることだけで犯罪なのか。警察官たちの終始威圧的な態度と、すべてが終わった時のニコニコ顔。あれは何なのか。

翌日、私は、東京弁護士会の法律相談センターに行き、弁護士さんに今回の事件について相談に乗って頂きました。その弁護士さんは「あなたは軽犯罪法に違反していない。もし起訴されたら、そのとき考えましょう」と言いました。警察官たちが私にとっての態度の酷さや人権侵害性については、とくに関心がないようでした。私は納得できませんでした。

私の悩みは収まるどころか、深まるばかりでした。インターネットで検索してみると、私と同じ経験をした人が大勢いることを知りました。その人たちも皆、悩んでいました。このまま、警視庁によるこのような人権侵害を放置しておくことは出来ない、いつか裁判などを起こして、この人権侵害に歯止めをかけなければいけないと考えるようになりました。

そのように悶々とした日々が過ぎる中、事件から2年近く経った昨年5月、転機がやって来ました。『明るい警察を実現する全国ネットワーク』主催の「任意捜査における指紋採取・顔写真撮影に関する電話相談」です。

このときは、職務質問も、軽犯罪法違反も、任意被疑者の顔写真撮影・指紋採取の問題もよく知っている弁護士さんだったので、すぐに私の言わんとすることを理解してくださいました。弁護士さんからは、このような人権侵害が、警察の成果主義を背景とする全国的な事象であることも教えていただきました。

私が経験したのと同様の事件は、職務質問から始まり警察から解放されるまで3~4時間で終わるものです。長い人生の中でたったそれだけのこと。忘れてしまえばいい。体験したことのない人たちはそう思うかもしれません。

しかし、体験した者にとってはいつまで経っても忘れることのできない辛く、屈辱的な体験です。しかも、その思いは制服警察官が職務質問している場面を見かけるたびに鮮明によみがえって来るのです。この人も私と同じ被害者ではないか。私と同じ思いの人が全国にたくさんいます。

私は、警察ネットの先生方の支援を得て、このたび、警察官によるこのような人権侵害が繰り返されないよう、今回の訴訟を起こすことにしました。